

令和2年7月17日

事業者 各位

大崎市民病院経営管理部総務課長

取引業者様の来院制限について

令和2年7月20日から取引業者様の来院については、下記の場合とさせていただきます。

記

- 1 納品
- 2 修理・保守対応
- 3 その他病院から来院の要請があった場合
※既に面会を約束している場合であっても、当面入館をお断りさせていただきます。

来院にあたり、下記の事項を遵守ください。

- 1 東口の防災センター側入り口にて、許可を得た上で入館してください。
- 2 駐車場は、第2職員駐車場をご利用ください。パレットおおさき等近隣施設の駐車場は絶対に利用しないでください。
- 3 検温を実施します。発熱、呼吸器症状、体がだるいなどの症状がある方の来院はご遠慮ください。
- 4 2週間以内に、県外の居住・移動歴がある方は検温等を記録した健康管理簿写し（直近2週間分）を来院先担当に提出ください。
※上記事項をお守りいただけない場合には、その後の来院をお断りします。

担当

総務課総務係

TEL 0229-23-3311